

自己申告用紙

(顔写真貼付欄) 縦4cm×横3cm 受検票に貼付する写真と同じものを貼ってください。	受検番号	氏名		出願形式	
	出願種別		教科等		

※小学校教諭／小学校教諭「英語専科指導教員」／中学校教諭／高等学校教諭／特別支援学校教諭／特別支援学校教諭「通級指導教室担当教員」から選択。

※中学校教諭／高等学校教諭は教科等を記載。その他の出願種別は記載不要。

以下の記入欄は、事実に基づいて正確に記入してください。

1 あなたが、新潟県の教員を志望した理由を記入してください。

--

2 あなたが、中学校入学以降、部活動、ボランティア活動等において、長期にわたり継続して取り組んできたことについて、具体的に記入してください。なお、コンクールや大会等での実績も併せて記入してください。

--

(注)

- 部活動等の名称の前には○、ボランティア活動の場合は□、その他の活動の場合は△を付けて区別してください。
- 活動等の記録は、以下の点を踏まえて具体的かつ簡潔に記入してください。
 - 所属した部等の名称、規模等（部員数、中学校・高等学校の場合は生徒会が認めた部か、それとも同好会等か、大学の場合には体育会・自治会等に所属した公式のものか、サークルなどの集まりで非公式のものか等）、具体的な活動内容（週当たりの活動日数、活動時間数等）、あなたが自身が果たした役割（部長、主将、マネージャーなどの役職名等）
 - 出場・参加したコンクール、大会等の名称、規模等（県大会、ブロック大会、全国大会等の別や1部リーグ・2部リーグの別等）、具体的な実践・成績、あなた自身が果たした役割（団体戦などの場合は、あなた自身が、どのような役割を果たしたかについて、ポジションなど具体的な事柄）
- ボランティア活動、その他の活動についても上記2 a・bの例を参考にして記入してください。

受 検 番 号		氏 名	
------------------	--	--------	--

刑 罰 ・ 処 分 歴	有無	年 月 日	刑罰・処分の内容
	有・無		

本書類に記入した事項は事実と相違なく、虚偽の記入があった場合には、合格が取り消され得ること及び令和9年度新潟県公立学校教員採用候補者名簿（大学3年時特別選考の場合は、令和10年度新潟県公立学校教員採用候補者名簿）から削除され得ることについて了承します。

また、私は、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当していません。

年 月 日
氏 名

【記入上の注意】

- ※ 職歴の欄には、最終学校卒業等の月の翌月から空白期間がないように記入してください。なお、在宅期間については、勤務先等の欄に「在家庭」と記入してください。
- ※ 刑罰・処分歴の欄には、罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分を受けたことの有無について、「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容（例：児童に対するわいせつ行為）を記入してください。
- ※ 学校教育法第9条第1号にいう「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、
 - ①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれるため、記入に当たって留意してください。
- ※ 学校等勤務の場合は勤務先を勤務先等欄に記入し、備考欄に職名（教諭・常勤講師・非常勤講師等）を記入してください。
- ※ アルバイト等の場合には、その期間は、勤務先等の欄に「在家庭」と記入してください。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）
（欠格条項）

- 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

- 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者